

佐賀市公式ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市広告掲載取扱要領（以下「要綱」という。）第10条の規定により、佐賀市公式ホームページに掲載する広告に関し、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の枠等)

第2条 広告を掲載する募集枠数、掲載寸法は、次表のとおりとする

種類	掲載寸法	掲載場所・掲載枠
バナー広告	146×50ピクセル	トップページ下部 5枠
スクエアバナー広告	140×140ピクセル	各ページ右エリア 3枠
テキストバナー広告	横幅140ピクセル	スクエアバナー下 6枠

(掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 要綱第4条第1項各号に掲げるもの
- (2) 佐賀市広告掲載基準の3に掲げるもの
- (3) 上記各号に抵触する、または抵触するおそれのある情報、及び情報への直接リンクを含むWebサイトに遷移しないもの
- (4) その他佐賀市公式ホームページに掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

(広告主の範囲と優先順位)

第4条 広告主は、市の公式ホームページという性格上、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。

優先順位	広告主
1	国、政府関係機関その他公共団体
2	公共交通機関、ガス事業者、電力会社、新聞社、放送局(テレビ、ラジオ)、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合その他これらに類するもの
3	市内の商店街、専門店の連合体等
4	その他市長が適当と認めるもの

(広告表示内容等に関する基準)

第5条 具体的な表示内容等については、関連する法令等の規定や関係機関との確認等を行うことにより判断することとする。判断した上で、内容の訂正・削除等が必要な場合には広告主に依頼することとする。広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告の募集は、市の委託する事業者を介して行うものとする。

(掲載の承認)

第7条 広告主は、佐賀市と広告枠の賃貸契約を締結している事業者を介して、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 佐賀市は、掲載の承認を行った後に関連する法令の改正等により、広告の内容が基準に抵触したときは、掲載承認の取消又は掲載の停止をすることができる。

(広告審査委員会)

第8条 ホームページへの広告掲載を適正に実施するため、佐賀市ホームページ広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、総務部長、総務部副部長、秘書課長、秘書課広報係長をもって構成する。

3 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) この要領に関すること。
- (2) 広告主及び広告内容に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項

(広告内容に係る責任)

第9条 広告の内容等に係る責任は、当該広告主が負うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年 9月 1日から施行する。